

【平塚市まちづくり条例施行規則第58条「ペット霊園」関係】

担当 環境部 環境保全課 23-9969

1 条例施行規則第58条第3号の別に定める基準は、次のとおりする。

(1) 火葬施設の維持管理基準は次に掲げるものとする。

- ア 燃焼室は、主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、二次燃焼室の温度が摂氏800度以上になってから、ペットの死骸を供給すること。
- イ 燃焼中は、常時管理者を置くこと。
- ウ 煙突から黒煙又は火炎を出さないこと。
- エ 火葬施設は、常に清掃に努め、焼却灰や未燃焼物等が飛散しないようにすること。
- オ 火葬施設を設けるペット霊園にあっては、取り扱うペットの死骸に適合した冷蔵保管庫を設けること。

(2) その他の基準は次に掲げるものとする。

- ア 開発区域内に設置する火葬炉は固定式とする。
- イ 雨水又は汚水が停留しないように、適当な排水設備を設けること。
- ウ ペットの死骸を土葬する施設でないこと。
- エ ペットの死骸は、腐敗等で悪臭が発生しないように、密閉できる容器に収納し、冷蔵保管庫に保管すること。

(3) 前2号の基準によりがたい場合は、市長と協議して決定すること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年10月1日から適用する。